

## 市 民・自 治

---

～個性と創造力で築くコミュニティ～

- 地域の特性を大切にしたい个性的で魅力的なまちづくり
- 市民が主役のさいたま市づくり

市民が主役の新しい市政にするためには、多様化・高度化する公的サービスに行政だけが応えていくのではなく、市民、事業者一人ひとりが地域のために何ができるかを考え、できることから始めることが必要となります。

「自助」「共助」「公助」を基本理念に、ともに汗を流し、互いに支え合いながら、さいたま市の歴史・文化・自然など地域の特性を大切にしたい、個性的で魅力的なまちづくりを市民との協働により推進します。

## 市民・自治

---

- 14 区民会議・コミュニティ会議の活性化に向けた、検討会議を設置します。  
(すぐ)
- 15 市民活動を推進するための「マッチングファンド制度」を創設します。  
(2年以内)
- 16 大学コンソーシアムの仕組みを構築します。(4年以内)

## 14 区民会議・コミュニティ会議の活性化に向けた、検討会議を設置します。 (すぐ)

### ① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度中に、区民会議・コミュニティ会議の活性化に向けた検討会議を設置します。
- ・平成22年度中に、「区民会議・コミュニティ会議の活性化に向けた基本方針」を策定します。

#### 現状(平成21年3月末時点)

- ・平成20年度は、区民会議を各区平均で43.1回開催しました。
- ・区民会議は、区への政策提言や区との協働による魅力あるまちづくり活動を行っています。
- ・コミュニティ会議は、福祉や環境、コミュニティづくりなどに主体的に取り組んでいます。




#### 【平成20年度区民会議開催回数(部会を含む)】

西 区	36回	桜 区	41回
北 区	89回	浦和区	35回
大宮区	49回	南 区	26回
見沼区	40回	緑 区	28回
中央区	34回	岩槻区	53回

### ② 取組内容

- ・平成21年度中に、区民会議・コミュニティ会議の活性化に向けた検討を行う専門部会を、市民活動推進委員会（注1）内に設置します。
- ・平成22年度中に、専門部会における議論を踏まえ、区民と区の協働、市民活動を推進する視点での「区民会議・コミュニティ会議の活性化に向けた基本方針」を策定します。
- ・平成23年度から、基本方針に基づく新体制に移行します。

### ③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
専門部会の設置				
基本方針の策定・移行準備				
基本方針に基づく新体制への移行				

(注1) 市民活動推進委員会とは、市民活動及び協働の推進に関して必要な事項を調査審議するため平成19年4月に設置され、市民や学識経験者などからなる委員会のこと。

所管課 市民局 市民部 コミュニティ課 (問合せ先：048-829-1068)

**15 市民活動を推進するための「マッチングファンド制度」を創設します。  
(2年以内)**

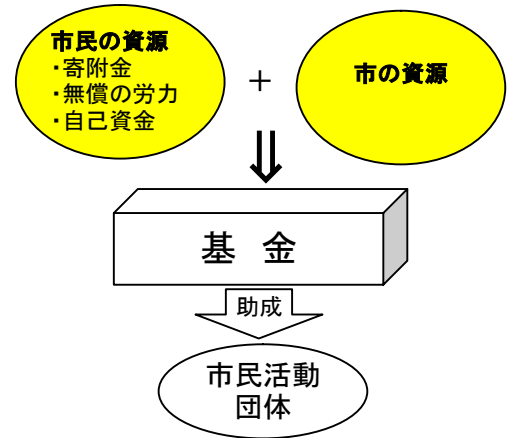
**① 数値目標等（取組指標・方針）**

- ・平成21年度末までに、市民活動を推進するための「マッチングファンド制度」（注1）を創設します。
- ・平成24年度末までに、市民活動に対する支援を22件実施します。

**現状(平成21年3月末時点)**

- ・平成19年度から、市民活動団体と市が協働で事業を行う「市民提案型協働モデル事業」を実施していますが、市民活動を推進するための「マッチングファンド制度」はありません。

【「マッチングファンド制度」の概要】



**② 取組内容**

- ・平成21年度末までに、市民活動団体を支援するための基金を設置し、市民活動を支援する「マッチングファンド制度」を創設します。
- ・基金を活用し、自主的・自立的で多様な市民活動を活発化するため、市民活動団体に助成を行います。
- ・平成24年度末までに、「マッチングファンド制度」による助成事業を22件実施します。

**③ 事業計画（工程表）**

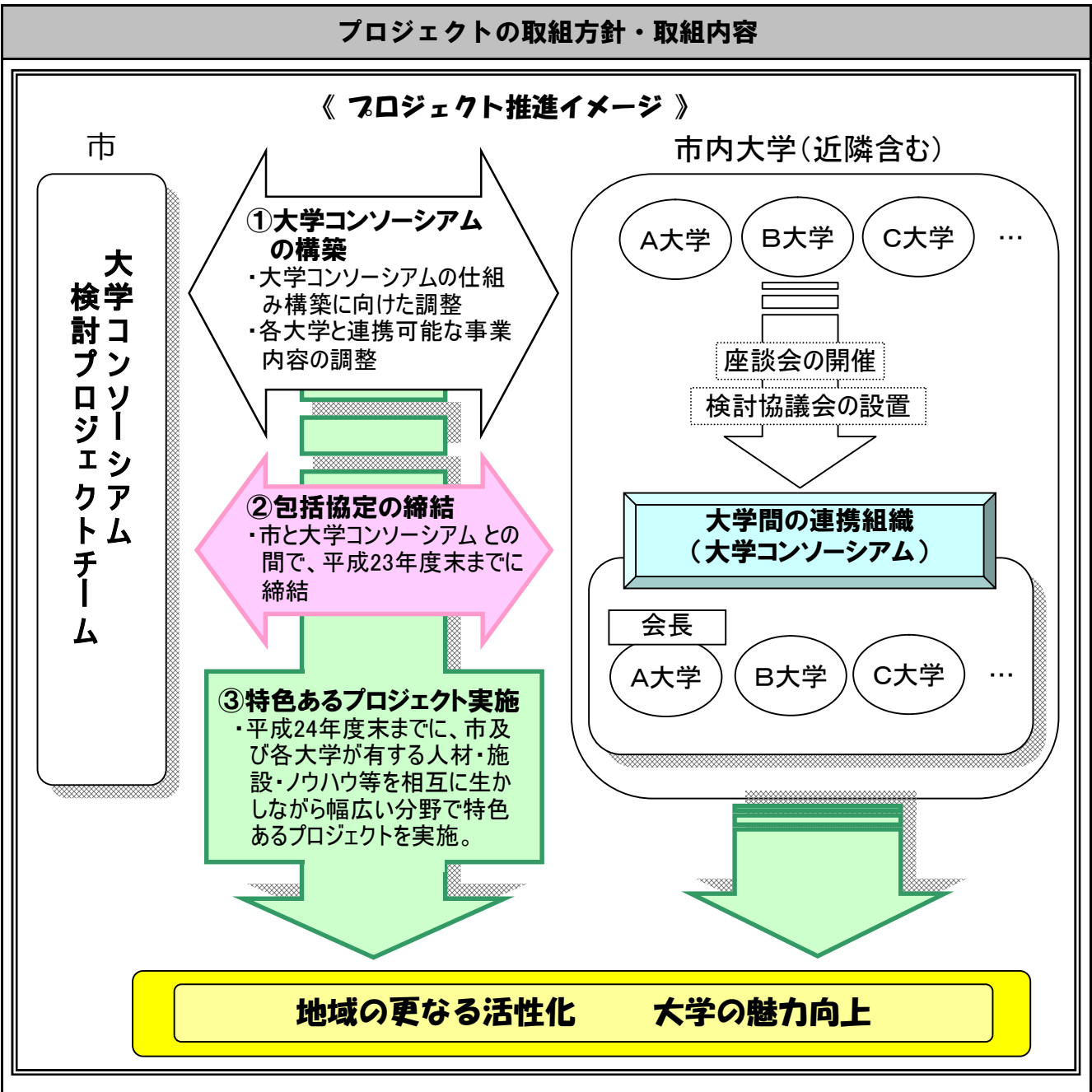
年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
マッチングファンド制度の創設、基金の設置	→ ● 3月			
市民活動の支援		→ 22件		

(注1)「マッチングファンド制度」とは、市民の資源(寄附・無償の労力・自己資金)と市の資源を出し合って造成する基金を活用して市民活動団体に助成する制度のこと。

# 16 大学コンソーシアムの仕組みを構築します。(4年以内)

## ～ 大学コンソーシアムプロジェクト ～

現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市と埼玉大学との間では、地域の課題に迅速かつ適切に対応するため、平成20年3月に包括協定を締結し、様々な分野において密接な協力と連携を図っています。</li> <li>・今後、より活力ある地域社会の形成・発展に寄与していくためには、市と市内に存在する数多くの大学との連携やこれら大学間の連携を深めていくことが重要です。</li> </ul>
-----	---



総括責任課	企画調整課
関係所管課	子育て企画課、保育課、産業展開推進課、指導1課

## ① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度末までに、市内のすべての大学（近隣を含む）と調整を図り、「（仮称）さいたま大学コンソーシアム（注1）」を構築します。
- 平成24年度末までに、大学コンソーシアムと包括協定を締結し、各大学との間で特色あるプロジェクトを実施します。

## 現状（平成21年3月末時点）

- 平成20年3月10日に、市と埼玉大学の間で包括協定を締結し、子どもと留学生の文化交流事業や高大連携講座など様々な分野において連携を図っています。

【市内大学一覧】

	種別	大学名
1	国立	埼玉大学
2	私立	浦和大学(短期大学含む)
3		大宮法科大学院大学
4		慶應義塾大学(旧共立薬科大学)
5		芝浦工業大学
6		日本大学
7		人間総合科学大学
8		放送大学
9		目白大学
10		短大

## ② 取組内容

- 市内のすべての大学（近隣を含む）と、座談会の開催や検討協議会の設置などの調整を行い、各大学が主体となって地域の課題に取り組む大学コンソーシアムを平成23年度末までに構築します。
- 市と大学コンソーシアムとが包括協定を締結し、人材、施設、ノウハウ等を相互に生かし、福祉、教育、経済等の幅広い分野において特色あるプロジェクトを平成24年度末までに実施します。

## ③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
大学コンソーシアムの構築			座談会の開催	検討協議会の設置	（仮称）さいたま大学コンソーシアムの構築
包括協定の締結					
特色あるプロジェクトの実施					

（注1）「大学コンソーシアム」とは、共同体、共同事業体のこと。特定の目的のために複数の大学等が集まって形成されるもの。

所管課 政策局 政策企画部 企画調整課 （問合せ先：048-829-1033）